

今日の焦点

デジタル時代に翻弄される著作権問題

地上波やBSのデジタル放送が普及し、インターネット経由などで映像や音楽などのデジタル情報が簡単にコピーできるようになるにつれて、著作物の著作権を巡る話題が新聞紙上を賑わすようになってきている。

昨年のものであるが、北京オリンピックを前に「ダビング10」の問題が大騒ぎとなった。「ダビング10」とは、デジタルテレビの番組をHDD内蔵の録画機で録画した場合、その番組のダビングは10回までできることにし、それまで1回に制限していたルールを大幅に緩和したものである。家電メーカー側と著作権団体側の対立点は、著作権者に支払う保証金の対象となる機器とその補償金額の問題である。オリンピックを目前にして、昨年7月4日に、「ダビング10」は補償金問題は棚上げにして開始された。その後、補償金問題の協議が始まったが、未だに決着していない。従来の保証金の対象機器と金額は、DVDなどの録画用レコーダーと使用ディスク、テープが基準価格の1%、MD、CDなどの録音用レコーダーが基準価格の2%（記録媒体は3%）となっている。論点は対象機器にブルーレイ・ディスク対応のレコーダーと記録媒体を加えるか否かという点である。そのほか、著作権団体側はiPodなどのデジタル携帯プレーヤーやHDD内蔵のパソコンなども対象機器にすべきとしているが、家電メーカー側は応じていない。

米グーグルは2004年から米国の図書館などと提携し、著作権者に許諾を得ないで、所蔵する書籍のデジタル化を始めている。すでに700万冊がデジタル化さ

れていると言われているが、果たして著作権問題はどうか解決しているのだろうか。米国では、同社と作家や出版社など著作権者との和解が成立したという。その和解案によれば、グーグルは本年1月5日以前に出版され、グーグルが入手困難あるいは絶版と判断した書籍（新聞、雑誌は除く）のデジタル化とそのデータベースアクセス権の販売、広告集めを引き続き行うこととし、その代償として著作権所有者に収益の63%を分配する。またこれまで無断でデジタル化した書籍については1作品に60ドルを支払うなどとしている。もしこれに同意できない著作権者はこれを拒否することを本年5月5日までに通知することが求められている。この和解案は日本の著作権者をも対象にしており、米国のルールが日本人に適用されるという奇妙な仕組みとなっている。

同じグーグル傘下のYouTube（ユーチューブ）が2006年からサービスを開始したインターネットによる動画共有サービスも大きな著作権問題を含んでいる。このうち楽曲の使用に関しては、2008年にJASRACをはじめわが国の楽曲著作権管理団体が、決められた料率に従ってYouTube側が使用料を払うことを前提に、使用を認めることで概ね解決した。しかし、動画については、YouTubeは権利者の要請を受けて違法動画を削除したり、10分を超える動画を載せないようにするなどの対応はしているが、課題は多い。

文化庁は、こうした新しい事態に対処するため、今年の第171回国会に著作権法の改正案を上程した。改正案は大きく3

柱からなっている。柱のひとつは、デジタル著作物利用の円滑化を図るための措置である。これまでは過去の放送番組を二次利用する際に、その番組の登場人物すべての許諾を必要としたが、改正案では権利者の所在が不明の場合は権利料を供託することによって利用可能となる。この改正によって古いテレビ番組などの配信事業が促進される。また、インターネットで情報検索サービスをするために必要な情報の収集や解析は、権利者の許諾なしに可能となる。グーグルなど米企業は以前から行っており、わが国では違法とされていたために、これまで遅れをとっていた。さらに、国立国会図書館における所蔵資料の電子化も認めることとなる。

もうひとつの柱は、違法な著作物の流通を抑止するための措置である。そのため、インターネット販売等で海賊版と承知のうえで行う販売は違法として処罰される。また、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知って複製することは、処罰はないが権利侵害となる。さらにもうひとつの柱は、障害者のために、録音したり字幕や手話などを、権利者に無許可で行える範囲を拡大し、障害者の情報利用の機会を確保したことである。

デジタル時代の情報流通サービスは技術の進展に伴って拡大・多様化を続けており、そのなかで必ず著作権問題が発生する。著作権問題はデジタル技術に翻弄されているといっても過言ではない。健全な情報社会の発展のためには、今回の著作権法の改正だけでは不十分であり、これを第一歩として、常に時宜を得た著作権法の見直しが必要である。